

昨年5月に薬剤師認定制度認証機構（理事長内山充氏）が正式に設立され、同年7月の第1回社員総会、理事会から丸1年が経過した。今年6月には第1号として、日本薬剤師研修センターの「研修認定薬剤師制度」を認証するなど、薬剤師の研修や専門性に関する第三者評価の取り組みが始まっている。2年目を迎えて内山理事長は、「専門薬剤師制度は、薬局薬剤師にまで裾野を広げることが欠かせない」と語る。内山理事長に認証機構および専門薬剤師の今後のあり方などをうかがった。

## 開局者にも専門薬剤師を

### 認証機構 内山理事長



## 在宅患者への薬物管理など

日本薬剤師研修センターの生涯研修について

専門薬剤師に関しては現  
在、日本病院薬剤師会を中心  
に、癌薬物療法、感染管  
理、精神科領域薬物療法など、い  
くつかの領域で取り組みが進めら  
れている。しかし、内

げている。

専門薬剤師以外にも、さらに  
施設支援▽生涯研修認定制度  
・専門薬剤師認定制度の評価お  
よび認証▽広告が可能な薬剤師の専門性  
に関する資格の開拓▽国際的連携の強化――を掲

6月20日の理事会にて、センターから提出された認証申請に対する認定制度委員会の評価結果が報告された。その結果、改善、検討を求めるいくつかのコメントも付されたが、総合評価として基準適合と認証することに対し、出席理事全員の了承が得られ、議決された。

山氏は「現在動いている専門薬剤師以外にも、さらに多くの分野で専門薬剤師が出てきているのではないか。例えばTDMやDI業務など、各診療科に共通して薬剤師の職能を発揮できる分野がある。これは薬物代謝など基礎薬学に関連するものが多い。こうした基

宅で治療する疾患の拡大を挙げる。

これらの疾患に対しては、薬局薬剤師の役割が一層重要になることから、「専門薬剤師の裾野を拡大し、門薬剤師の役割が一層重要になることから、「専

門薬剤師にも広げていくことが欠かせない。開局の人たちは、自分は専門薬剤師制度に関係がないと思っているかもしれないが、決してそうではない。在宅で治療している人たちの薬物治療コンプライアンスは、薬局薬剤師にしかできない仕事だ」と指摘する。また、

基礎薬学を生かして、医療に貢献する認定制度があつてもいいだろ」との見解を示した。

さらに内山氏は専門薬剤師に関して、「必ずしも病院薬剤師に限った話ではないが、薬局薬剤師の参加が必要だ」と強調した。その背景として、糖尿病などをはじめ、外来で診察を受けた

取り組みが進みつつある高齢者領域は、病院薬剤師・薬局薬剤師がともに専門性を発揮できる分野であるとの見方を示す。

薬局の専門薬剤師が活躍するには、各薬局・薬剤師が専門性を認めることが必

須だ。2005年度の事業計画に「広告が可能な薬剤師の専門性に関する資格の開拓」が掲げられたのは、そうした理由からだ。内山氏は、研修センターの生涯研修と専門薬剤師制度の2本柱以外にも、「そのほかの認定が必要」とし、第3の認定の可能性を示す。これに該当するのは臨床試験分野で活躍する薬剤師や、医薬品のみならずに精通した薬剤師などであり、「生涯学習の成果を役立たせることができるものなら、どんな認定ができるのもいい」と述べる。さら

に大学による卒後教育、大手薬局グループによる傘下の薬剤師研修などでも、同機構の認証を検討する動きがあることを明かした。